

役員報酬規程

社会福祉法人親光会定款第21条にある役員報酬基準は次の通りとする。

(非常勤勤務の役員)

- 第1条 非常勤勤務の役員の日4時間以内の任務に対する報酬は、交通費を含め1万円以内とする。
- 2 非常勤勤務の役員の日4時間を超える任務に対する報酬は、交通費を含め2万円以内とする。
- 3 前1～2に関わらず、役員本人の申出がある場合には、これを支給しない。

(施設職員との兼務がない業務執行理事)

- 第2条 施設職員との兼務がない役員は、週32時間勤務とし、初年度の報酬月額は最低賃金の3倍以内で設定する。
- 2 次年度以降の報酬は、1年毎に月額1万円を加えた金額とする。

(施設職員と兼務する常勤勤務の理事)

- 第3条 施設職員と兼務する常勤の理事（以下「常任理事」という。）の報酬は、職員としての給与等に毎月5万円を加えた金額とする。
- 2 前項に関わらず、時間割の給与等（支給額÷勤務時間）が最低賃金の6倍を超える理事には支給しない。

(役員報酬総額)

- 第4条 全役員報酬の総額は、常任理事の職員としての報酬（給与等）を含め、最低賃金で働く常勤職員（年1660時間勤務）の年収の30倍若しくは、前年度の事業収入の7%の内、少ない金額を上限とする。

評議員報酬規程

社会福祉法人親光会定款第8条にある評議員の報酬基準は次の通りとする。

第1条 1日に4時間以内の任務に対する報酬は、交通費を含め1万円以内とする。

第2条 1日に4時間を超える任務に対する報酬は、交通費を含め2万円以内とする。

第3条 第1項及び第2項の定めに関わらず、評議員本人の申出がある場合には、これを支給しない。

第4条 この報酬を受け取ろうとする評議員は、マイナンバー等の法律が求める書類を提出しなければならない。

第5条 評議員の損害賠償責任は、利益相反や虚偽の申請等の重大な過失を除き、報酬の範囲で負い、報酬以上の責は免れるものとする。